

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和6年7月教育委員会会議：定例会

期 日 令和6年7月17日（水） 開会 午後3時00分
閉会 午後4時45分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 圓城寺一雄 教育長 吉村真理子 教育長職務代理者
菅谷 義範 委員 熊倉 夏子 委員
柴内 靖 委員

傍聴者 12名

出席職員	教 育 長 圓城寺一雄(再掲)	教 育 部 長 緑川 義徳
	教育部参事(学務課長事務取扱) 村上 武宏	教育部参事(指導課長事務取扱) 榎本 泰之
	教育総務課長 宮崎由美子	教育センター所長 神成 裕尊
	社会教育課長 舎人 樹央	教育総務課施設班長 新川 ゆか
	教育総務課企画財務班長 伊藤 浩司	
事務局	教育総務課教育総務班長 千々岩和代	教育総務課教育総務班 小高 純

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より4件報告

6月21日開催の校長会議及び6月28日開催の教頭会議について、6月21日開催の校長研修会について、7月2日開催の令和6年度第2回教科用図書印旛採択地区協議会について、7月16日開催の令和6年度第2回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会について報告する。

まず、1つ目の6月21日開催の校長会議、28日開催の教頭会議では、2つのことを話した。1点目は、天候と体調の関係を捉えた危機回避をお願いした。具体的には、梅雨時期における児童生徒及び教職員の健康管理とこれからの暑さ対策について。危機を回避する力を伸ばす時期と捉え、職員を指

導してほしいとお願いした。

2点目は、個人情報の適切な管理について。4月から約3か月、夏季休業まで約1か月の時期となり、学習記録、健康に関わる情報、児童生徒間トラブル対応の記録など、多様な個人情報が教職員の手元に集まっている時期に当たり、年度初めに収集した個人情報も含め、いま一度適切な管理をお願いした。

2つ目は、6月21日に開催した校長研修会について。横芝敬愛高等学校の白鳥秀幸校長先生を講師に迎え、「学び直しの秘められた効果」という演題で、高校生が学び直しを通して落ち着いて授業に取り組めるようになったり、不登校の解消につながったりするなど、学び直しの好事例を紹介していただいた。

3つ目は、7月2日に四街道市文化センターで開催された令和6年度第2回教科用図書印旛採択地区協議会について。今年度は、中学校と附則9条本の採択が行われ、印旛地区9市町の代表や校長、教頭、教諭、保護者代表者と共に協議会に参加した。

4つ目は、7月16日にホテルウェルコ成田で開催された令和6年度第2回印旛地区教育委員会連絡協議会常任委員会教育長会議について。常任委員会では、千葉県市町村教育委員会連絡協議会へ提出する要望書をまとめた。また、印教連研究視察や教育功労者表彰について協議を行った。教育長会議では、千葉県教育庁教育振興部教職員課長、鈴木克之様を講師に迎え、「千葉県の教育課題と今後の対応」というテーマで講話をいただいた。

② 令和6年6月市議会定例会について【教育総務課長】

令和6年6月市議会定例会について報告する。資料は、令和6年6月定例会佐倉市議会議決結果一覧。

6月市議会定例会は、6月3日月曜日から6月24日月曜日までの22日間を会期として行われた。初めに、教育委員会に関連する議案及び請願について報告をする。議案については、資料の1ページ、議案第1号の1議案であり、賛成多数により原案のとおり可決された。

続いて、資料2ページから3ページ。教育委員会に関連する事項だが、発議案第1号及び第2号については、いずれも原案のとおり可決された。

次に、請願第6号及び第7号については、双方とも採択をされた。

続いて、一般質問について報告する。答弁記録の表紙の次、1ページ。教育委員会関係の質問については、質問をした15名の議員の中で12名から質問があった。質問及び答弁の概要については、12ページから58ページにある。主な内容としては、学校プールに関する事、通学路の安全に関する事、佐倉幼稚園に関する事など多岐にわたる質問があった。

③ 臼井公民館（図書室を含む）の臨時休館について【社会教育課長】

臼井公民館（図書室を含む）の臨時休館について報告する。資料は、臼井公民館（図書室を含む）の臨時休館について。

佐倉市民音楽ホールにおいて、8月3日及び10日に全館停電を行った上で、発電機及び自家用電気工作物の点検を予定している。当日は、全館停電

になることから、通信設備、空調設備、各種システムが稼働せず、十分な窓口サービスが提供できないため、市民音楽ホール、臼井公民館（図書室を含む）を臨時休館とする。

また、9月16日は建築基準法第12条に基づく点検を予定している。この点検は、防火シャッターの開閉等があり、利用者の安全確保が困難であることから、市民音楽ホール、臼井公民館（図書室を含む）を、同様に臨時休館とするものである。なお、点検の実施に当たっては、併設の出張所の休みの日を選んで調整した。

市民の皆様へは、市ホームページや館内掲示等により周知を行う。

④ いじめの状況について【指導課長】

6月末日までのいじめの状況について報告する。認知件数は、小学校が282件、中学校が174件、合わせて456件の報告を受けている。6月に新たに認知された件数は、小学校が80件、中学校が46件合計126件である。いじめの内容としては、冷やかしやからかい、嫌なことを言われるが半数以上を占めている。9月以降もきめ細やかに子どもたちの状況把握に努め、いじめの早期発見、即日対応に努めていく。

⑤ 感染症の状況について【指導課長】

6月15日から7月12日までの感染症の状況について報告する。新型コロナウイルス感染症が86名、水痘が10名、溶連菌感染症、流行性角結膜炎、ヘルパンギーナが各4名、インフルエンザ、手足口病が各3名、そのほか1名ずつ、流行性耳下腺炎、咽頭結膜熱、マイコプラズマ肺炎、アデノウイルス感染症の報告があった。また、先週7月の第2週目、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖が中学校1校1学級、小学校1校1学級であった。先月同様、新型コロナウイルス感染症が少しずつ増加しているところが気になっている。今後も感染状況に注視していく。

《委員から報告》

感染症の追加報告をする。今お話のあったように、新型コロナウイルス感染症が前のように急激にはないが、結構増えている。どのくらいの数かというところ、先週、第28週、7月8日から7月14日、印旛市郡医師会内での定点当たり15.04までになる。これが3週間前の第25週、6月17日から6月23日は定点当たり8.09のため、大体3週間で倍近くなっている。先々週の第27週、7月1日から7月7日で12.26あったので、上がり方がここに来て少しきつくなっているのかもしれない。もう第11波と考えていいと思う。

学級閉鎖が2つあったが、子どもは今週から夏休みなので、学校内での感染は特にこれから増えないだろうと思うが、夏休みに向けて家庭内での感染があるので、学期の最後、終業式のときに注意を喚起したほうがいいかもしれない。この辺は各学校に話をさせていただきたいと思う。

今ニュースで話題になっている手足口病について、先週、第28週、7月8日から7月14日、これは定点当たりの数が新型コロナウイルス感染症より多くて、18.73になる。その前の週、第27週、7月1日から7月7日が15.93なので、これも上がり方がきつくなっている。もう一つ前の第26週、6月24

日から6月30日では8.33なので、この1週間の間に大体2倍近く増えている。これも学校が休みになれば、小さい子なので小中学校ではそこまで行かないと思うが、これも引き続き注意喚起ということで、願います。

あともう一つ感染性胃腸炎が先週、第28週、7月8日から7月14日、定点当たり11.27あった。その前の週の第27週、7月1日から7月7日がこれも11.33なので、これは横ばいである。増えてはいないが、減っていないので、これも同じということ。一旦収まりかけた新型コロナウイルス感染症だが、感染症の特徴で、絶えず流行というか増加と減少を繰り返しているため、引き続き各感染症ともに注意をして、夏休みを乗り切っていただきたいということで、願います。

3 議決事項

議案第1号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書の案については、6月の教育委員会会議の協議では内容の修正を要する意見はなかった。しかし、評価基準の在り方に関して意見をいただいたので、まずは佐倉市における点検評価の方法について改めて説明をしたいと思います。

15 ページ、中段の自己評価基準及び評価集計にあるとおり、事業の内容、成果の質を評価する質的評価と数値目標に対する実績を評価する数的評価を行い、この2つの評価を各事業の性質に応じて主評価と補助評価のいずれかに位置づけ、2つの評価の組み合わせにより総合評価を導くこととしている。他市においては、質または数的評価のどちらか一方で評価している自治体もある中、佐倉市では2つの指標を組み合わせることで、より丁寧に事業評価を行ってきた。

続いて、16 ページ上段。こちらの表では、質的評価における判断例で、下段の表は数的評価の評価基準を記載しており、ここでの個別評価の組み合わせから導かれる総合評価については、17 ページに掲載しているとおりになっている。主観による評価ずれが極力ないようにシステムチックに総合評価を行うように工夫をしてきた。しかしながら、前回協議時点で指摘のあった評価基準に関して、例えば数的評価の評価基準、目標達成率が75%以上でB評価というのが適正かどうかという点については、来年度の点検評価に向けて、他市の事例等も参考にして検討していきたいと考えている。

今後の予定については、本日議決をいただけたら、8月中に学識経験者の意見をいただいた上、報告書の巻末に添え、完成版の点検評価報告書として9月に市議会へ提出するとともに、ホームページ等で公表する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

前回教育委員会会議の中で評価基準についての話をして、全体的な評価を質的評価と数的評価という2つの方向から評価することは、特に問題がないし、適切ではないかなと思っている。ただ、先ほどこの前指摘した数的評価の部分で、Aが例えば目標達成率100%以上、Bが目標達成率75から

100 と、この前言ったように、おおむね良好って8割みたいな、パーセンテージも大事かなということで話したとおりになるので、今後その辺ももう一度、80にしないではいけないという話ではなくて。もう一度基準については見ていただけたらありがたいなと思う。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、令和6年2月の教育委員会会議において協議いただいたものを一部修正しているものである。今回の規則制定は、文部科学省から出ている教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付についての通知等により、教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに事務職員の標準的な職務を明確にすることが求められ、学校職員の働き方改革を推進することに伴い、関係する規則の整理を行おうとするものである。また、修正部分については、校務支援システムの導入に伴い、出勤及び退勤の記録をシステムで行うことにより、関係する規則の整理を行おうとするものである。

資料の1ページから2ページが改正規則の文面となる。改正の内容としては、教諭等の標準的な職務内容、事務職員等の職及び職務に関して追加及び所要の整理を行う。また、出勤及び退勤の記録に関して、所要の整理や様式の削除を行う。

資料3ページから6ページは、新旧対照表、7ページ以降は現行の規則となっている。

今後の予定については、本日の定例会において議決をいただいた後、公布の日から施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

内容ではなく、この形式について、いつもこういう規則の変更についての議案は、概要書が最初に来ているが、2号議案、3号議案、4号議案ともに概要書が一番後に来ている。これが先に来て、どういう理由で改正をしなければいけないかということから入っていくのが普通の形式だと思うのだが、今回から変わっているのか。今までずっとこういう形がなかったので、どうして変えるのだということ、最後まで行かないと分からない。その辺はどうか。

【教育総務課教育総務班長】

例規制定概要書を最後に添付した理由に関して、本来は協議事項のときに、初めに例規制定概要書、次に新旧対照表、そして現行の規則を添付している。通常では議案に上げるときには例規制定概要書は添付せず、かがみ文の後に改め文をつけ、その後に新旧対照表、最後に現行の規則をつけ

ることになっていたが、この前に行った協議事項が2月ということもあって、少し期間が空いたため、参考資料として最後に例規制定概要書を添付した。

【委員1名より】

これは庁内の規則でそうなっているということか。そうではなくて、こういう形が普通か。

【教育総務課教育総務班長】

規則で決まっているわけではない。これまでの運用としては、協議事項のときに例規制定概要書を添付するため、議案で上程するときにはつけないのだが、概要をもう一度見ていただきたいと思い、再度つけることを、行政管理課とも相談をして議案として上げた。

【委員1名より】

規則で決まっていないのなら、審議期間が空いているわけで、2月から。もう一回概要書出してもらったほうが、よりはっきり分かるのではないか。形が決まっているのであればしようがないが、そうではなければ概要書があったほうが審議しやすいので、その辺はいかがか。

【教育総務課教育総務班長】

今回も参考資料という形で概要書をつけたが、今後そういった場合においては、概要書はつけたほうがよろしいのではということで意見として承りたいと思う。

【委員1名より】

こればかりやっているわけではないので、分かりやすく、審議が進めやすくするためには、より丁寧な議案書をつくっていただいたほうがいいと思うが、その辺はどうか。

【教育総務課教育総務班長】

貴重な意見なので、今後の参考にさせていただければと思う。

【委員1名より】

この管理規則の一部改正についての中で、学校現場で出勤及び退勤の記録の関係で出勤及び退勤の時刻をシステムに記録しなければならない。この記録システムは、多分今年度4月は普通の出勤簿だとか書面でやっていて、途中からこのシステムが導入されて、変わっていったのではないかなと思うが、実際にその現場を見ていないので、その辺ちょっと説明していただきたい。

【学務課長】

6月から校務支援システムがバージョンアップして、新しいものになった。それに合わせて勤怠管理の新しいシステムが導入されたので、仕組みとしてはICカードを全職員に配付して、それぞれ学校が希望する場所、主に職員室の入口等になるが、そちらに打刻機を設置して、職員は出勤したときにICカードをかざして打刻をして、帰るときには同じように打刻をして退勤の時間を記録するというようなシステムになっている。その出勤と退勤の2つの時間が記録されているのをもって出勤したということで記録として残していくというシステムになっている。

【委員 1 名より】

今までは旧の様式を見て分かるように、出勤簿については校長が出勤簿を作成しなければならないとなっていたのが、この条文の中で 40 条では校長の責務ではなくて、職員はという主語の中で職員がやるというふうに、変えているという形で解釈してよろしいか。

【学務課長】

おっしゃるとおりである。

【委員 1 名より】

今まで学校の成績処理だとか、そういうものは通知票作成、指導要録作成については校務支援システムを使っていた。今回バージョンアップしたということで、職員の管理に関するシステムもそこにバージョンアップとして入ったという解釈か。

【学務課長】

おっしゃるとおりで、これまでは勤怠管理についてはシステムが導入されていなかったもので、これまで同様の出勤簿を使用していたが、新しく導入されたことをきっかけに指導要録とか出席簿と同じように、勤怠管理も電子化を進めるということで、このような仕組みのシステムにした。

【委員 1 名より】

では、結果的には校務支援システムは統合型になって、生徒の学習に対する評価とか通知票とかというシステムと、職員のサービス管理に関するシステムが同時に入ったという解釈でよろしいか。

【学務課長】

そうである。

《議決結果》

可決

議案第 3 号 佐倉市立学校教諭等の標準的な職務に関する規程の制定について
学務課長より上程議案の説明

内容：本議案については、令和 6 年 2 月の教育委員会会議において協議いただいたものとなる。今回の規則制定は、教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付についての通知等により、教諭、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を明確にすることが求められている。本市教育委員会においては、教諭等がその専門性を発揮し、本来の職務に集中できるような環境整備を行うことで、働き方改革をさらに進めることができると考えられるため、先ほどの議案第 2 号 佐倉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を受け、教諭、養護教諭、栄養教諭の標準的な職務を具体的に示した内容を整理しようとするものである。

資料の 1 ページから 5 ページが訓令の文面となる。内容としては、教諭、養護教諭、栄養教諭の標準的な職務に関して新たに整理を行う。

今後の予定については、本日の定例会において議決をいただいた後、公示の日から施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

これは国からある程度フォームが来たと思うが、栄養教諭の職務の関係で、栄養士も同じで、自校給食をやっている学校と、佐倉市は全部自校給食だと思うが、共同調理場を持っている共同方式を取っている市町村では内容が違おうと思う。この辺は書類上で栄養士並びに栄養教諭の現場で働いている先生方から意見聴取して網羅されているという形か。

【学務課長】

栄養教諭については指導課の栄養教諭の担当の指導主事からアドバイスをいただき、学校全体を見渡した上で、この内容で問題ないということで一緒に協議をした結果になっている。

《議決結果》

可決

議案第4号 佐倉市立学校事務職員の標準的職務に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容：本議案についても、令和6年2月の教育委員会会議において協議いただいたものである。今回の規則制定は、平成25年に本規程を定め、事務職員の標準的な職務について示しているところだが、学校現場における総務、財務等に通じる専門職である事務職員の学校運営への参画を一層推進することに伴い、関係する訓令の整理を行おうとするものである。

資料の1ページから4ページが改正する訓令の文面となる。改正の内容としては、事務職員の標準的な職務内容に関して、所要の整理を行う。

資料の5ページから9ページは新旧対照表、10ページ以降は現行の訓令となっている。

今後の予定については、本日の定例会において議決をいただいた後、公示の日から施行する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

1ページのところで、第3条に別表第3とあって、第4条にも別表3とあるが、これはどれか、別表3というのは。一番最終行の別表を次のように改めるといのは2ページから4ページだと思うが。2ページからの別表は、第2条関係になっているので、第3条、第4条の別表3はどれか、教えていただければと思う。

【教育総務課教育総務班長】

こちらの今1ページの第3条に書かれている別表第3というのは、この前の議案第3号の規程の別表第3になるかと思われる。前回やった議案第3号の5ページの別表の第3ということになる。

【委員1名より】

議案が違うので、前はもう議決されているわけで、新たにこちらでやらなければいけないのに、前に戻って見てくださいというのは、進め方としてはあまりうまくないのではないか。

【教育総務課教育総務班長】

まず、学校栄養職員という職が県の教諭の資格を持っていない職員のことを言っており、その職務については教諭と同じ、教諭の栄養教諭と同じことを職務として行っているの、議案第3号の佐倉市立学校の教諭等の標準的な職務に関する規程の中に含まれているというところになるかと思う。

【委員1名より】

職務内容は分かったが、議事の進め方とか議案の提出というか様式として、これでは資料がないわけで、第4号議案として審議するための。そういう意味では第3号議案って、もう既に終わった議案なので、それをもう一回ここで前のを見てくださいというのは、議事の進め方としてはあまりうまくないのではないかということ。

【教育総務課教育総務班長】

委員のおっしゃるとおりに、まずこちらの議案第4号については、内容が議案3号になっている、そこを見なくてはいけないということもあるので、その進行とか内容、そういったところにこの一文を添えて、それから添付資料にも同じように、こちらを御覧くださいというような形で案内できればよかったのかなと思う。

【委員1名より】

議論しやすい状況でなければいけないので、わざわざもう一回戻るよりは、こっちへつけてもらったほうがいいと思う。資源の無駄遣いと言われればそれまでだが、正式な会議なので、資料としてはしっかり出さないと審議の過程でその辺は甘いのではないかなという気がする。これは私の意見だが。

【教育総務課教育総務班長】

今後その資料については、委員のおっしゃったように、最後にまた参考みたいな形で資料をつけて、議案を上程したいと思う。

《議決結果》

可決

(期日を指定して公表するもののため、これより非公開審議とする。)

議案第5号 令和7年度使用教科用図書の採択について

学務課長より上程議案の説明

内容：まず初めに、今年度の採択対象だが、小学校、中学校、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の検定図書となる。

次に、資料について説明する。令和7年度使用教科用図書については、令

和6年度教科用図書印旛採択地区協議会会長から、小学校、中学校、学校教育法附則第9条の規定による一般図書の選定結果について報告があった。これは、今月の7月2日火曜日、四街道市文化センターで開催された令和6年度第2回教科用図書印旛採択地区協議会において協議された結果について送付されたものである。印旛採択地区協議会においては、種目ごとに専門調査委員会の調査報告を受け、協議、選定が行われた。この選定会議には、圓城寺教育長、熊倉委員が出席した。

1ページが選定された小学校検定図書、2ページ目が選定された中学校検定図書、3ページから6ページが選定された学校教育法附則第9条の規定による一般図書、7ページが学校教育法附則第9条の規定による一般図書のうち印旛採択地区協議会の選定から除外された図書について掲載されている。8ページから12ページは、教科用図書印旛採択地区協議会が作成した令和7年度使用教科用図書調査報告書特別支援学級用で、今回新規となるものの抜粋となる。

まず、小学校で使用する検定図書だが、昨年度採択された教科書と同一のものが選定されている。1ページ、令和7年度に小学校で使用する教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第14条の規定により、4年間は同一の教科書を採択することとなっている。したがって、小学校は今年度と同一の教科書となる。審議のほどよろしく願います。

なお、令和7年度に使用する小学校の教科書については、印旛採択地区協議会で確認されていることを報告させていただく。

続いて、中学校の検定図書だが、全ての種目について新たに採択される。今回の印旛採択地区協議会の選定結果は、2ページにあるとおり、数学、理科、音楽（一般）、音楽（器楽合奏）、保健体育、道徳を除き、現在使用している教科書の発行社のものが選定されている。

数学については、啓林館が選定された。理科については、啓林館が選定された。音楽（一般）については、教育芸術社が選定された。音楽（器楽合奏）については、教育芸術社が選定された。保健体育については、大修館書店が選定された。道徳については、東京書籍が選定された。

別冊の令和7年度使用教科用図書調査報告書、中学校用。専門調査委員会調査委員からは選定された各種目の教科書の主な特色として、次のような報告をいただいているので、紹介する。

初めに、国語について。4ページ、教育出版となる。学習指導要領への対応は、目標、学びナビ、みちしるべ、振り返りの学習の流れによって、主体的で対話的な深い学びが実現できるよう工夫されている。内容は、教材に系統性を持たせ、様々な領域の学習を反復的に進められる構成となっている。造本は、印刷は鮮明で、色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいカラーユニバーサルに対応している。

書写は8ページ、教育出版。学習指導要領への対応は、基礎、基本学習で身につけた力を実社会、実生活に行かせるよう工夫されている。内容は、学習の進め方を明確にすることで、見通しを持って主体的に学習できるように工夫されている。造本は、A B判で、資料性の高い大きめな図版となってい

る。

社会の地理は11ページ、東京書籍。学習指導要領への対応は、学習者自ら探究活動や課題設定しやすいよう工夫されている。内容は、2次元コードから場面に応じたコンテンツが利用可能となっている。造本は、軽くて丈夫な再生紙を使用し、環境に配慮している。

社会の歴史は15ページ、東京書籍。学習指導要領への対応は、みんなでチャレンジで話し合いなどの対話的な活動、スキルアップで基礎的な技能の定着に取り組めるようになっている。内容は、歴史的事象を系統的に配列し、各章のまとめの活動で既習の知識を基に学習に取り組める工夫をしている。造本は、A B判で見やすく、重量、厚さが適切で扱いやすくなっている。

社会の公民は23ページ、東京書籍。学習指導要領への対応は、学習課題とその課題に応じたチェックとトライを設定し、調べたりまとめたりする活動を通して情報活用能力や課題解決能力等を育む工夫をしている。内容は、学習課題に関連した資料や活動コンテンツが2次元コードで用意されており、ICTを活用して個別最適な学びや協働的な学びを支援している。造本では、全体に多くのデジタルコンテンツを取り入れ、軽量化に配慮している。

地図は29ページ、帝国書院。学習指導要領への対応は、課題を追究、解決する活動を支えるため、SDGs関連の資料を掲載している。内容は、2次元コードを設け、デジタル端末を利用した深い学びにつながるコンテンツを豊富に収録している。造本は、軽量化された紙と耐久性に優れた表紙を使用し、重さや強度に配慮している。

数学は35ページ、啓林館。学習指導要領への対応は、問題発見、解決の流れがステップ1から3の記号で分かりやすく書かれており、問題解決の流れが身につけやすくなっている。内容は、例題1つに対して練習問題が設定されており、技能を習得しやすくなっている。造本は、例題がコンパクトにまとめられているため、総ページが抑えられている。

理科は41ページ、啓林館。学習指導要領への対応は、導入部分で生徒が主体的に問題を見出せるような写真や資料を使用している。内容は、様々な実験の結果が横並びで、比較しやすいよう工夫されている。造本は、A B判で、全学年とも1冊の合本となっている。

音楽の一般は45ページ、教育芸術社。学習指導要領への対応は、学習目標を明確に示すとともに、自ら考え、友だちと意見交換し、音楽を表現するなどの活動場면을示し、自己の考えを深めるよう工夫されている。内容は、2次元コードから演奏見本やワークシート等のコンテンツにアクセスし、個別最適な学びや協働的な学びの実現を図っている。造本は、楽譜や図表等は鮮明であり、大部分にユニバーサルデザインフォントが施され、可視性が高くなっている。

音楽の器楽合奏は49ページ、教育芸術社になっている。学習指導要領への対応は、音楽を形づくっている要素に着目した問いかけにより、対話を促したり自己の考えを深めたりできるよう工夫されている。内容は、生徒の学習意欲を高めるため、学習手順が分かりやすく示されている。造本は、見開きで、目次が楽器ごとに色分けされており、扱いやすくなっている。

美術は53ページ、開隆堂。学習指導要領への対応は、学習の目標を3つの観点で分かりやすく明示し、造形的な見方や考え方を働かせるよう工夫されている。内容は、見る者を引きつける大きな写真や多数の生徒の作品及び作者の言葉を配置している。造本は、表紙にテクスチャーを取り入れ、人間の五感をより刺激するよう工夫されている。

保健体育は57ページ、大修館図書。学習指導要領への対応は、各単元が3つのステップで構成され、言語活動の場面を多く設け、対話的、協働的に学ぶことができるよう工夫されている。内容は、性の多様性について制服の選択例が紹介されるなど、具体的な内容を取り上げている。造本は、軽量で耐久性に優れた用紙を使用し、重量の増加を抑えている。

技術・家庭の技術分野は61、62ページ、開隆堂。学習指導要領への対応は、実践的、体験的な学習活動を通して、生活をよりよくしようとする意欲を高めたり、課題設定、課題解決能力を身につけたりできるように配慮している。内容は、2次元コードを活用し、生徒が自己調整しながら学習を進められるよう配慮している。造本は、文字の量がちょうどよく、可読性の高いユニバーサルデザインフォントを使用している。

家庭科は66ページ、開隆堂。学習指導要領への対応は、調べてみよう、話し合ってみよう、考えてみようなど、深い学びの実現を促す学習活動を多数取り入れている。内容は、2次元コードを掲載し、生徒がより主体的に学習し、基礎的な知識、技能の習得を補えるように配慮されている。造本は、環境に配慮した再生紙や植物性インキを使用し、印刷も鮮明でカラー効果が生かされている。

外国語は70ページ、教育出版。学習指導要領への対応は、単元目標を明確化することで生徒が見通しを持って主体的に学べる構成になっている。内容は、題材等は発達段階や興味、関心に配慮されたものが多く、自然と学習できるように配列されている。造本は、挿絵や写真等は学習意欲を高めたり、文章理解を助けたりするものが掲載され、印刷は鮮明である。

道徳は77ページ、東京書籍。学習指導要領への対応は、探究の対話、子どものための哲学というコラムを設け、対話の方法を紹介している。内容は、巻末に心情円があったり各題材にデジタルコンテンツを掲載したりするなどの工夫をしている。造本は、使いやすいA B判を採用している。

令和7年度に使用される中学校の教科書についての報告は以上である。

最後に、学校教育法附則第9条の規定による一般図書だが、3ページから6ページにある。新規本11冊が選定されている。昨年度に継続して7ページに掲載されている14冊が除外本となっている。専門調査委員会調査員からは、選定された各種目の教科書の主な特色として、次のような報告をいただいているので、紹介する。

これらの図書については、本日佐倉市として採択する図書として審議いただくものである。資料で3ページに国語、4ページ、5ページに算数・数学、6ページに生活・社会、7ページに職業・家庭、外国語、8ページに今年度の選定から除外された図書がある。この場では、昨年度採択された図書についての内容に変更等がないので、説明を割愛する。

本年度新規に採用された 11 冊の図書についてのみ、専門調査員の資料を基に簡潔に説明する。1 冊目から 7 冊目は、国語、46 から 52 の視覚障害者の漢字学習、小学 1 年から中学校編。8 から 10 ページの調査報告書の抜粋。内容は、色づきの樹脂製点字により漢字の字形を点線で表現されている。組織・配列や表現は、漢字の用法や意味を容易に調べることができ、小学校は 1 ページに 3 字、中学校編は 1 ページに 6 字の構成となっている。

8 冊目は、算数・数学、7 のブルーナのアイディアブック、ミッフィーの 1 から 10 まで。11 ページ、調査報告書の抜粋。内容は、日常生活の様々な場面を取り上げて、数字の読み方や数え方に親しむことができるようになっている。組織・配列や表現は、1 から 10 までの順序数と集合数が順序立てて配列され、数字と読み方が大きく書かれている。

9 冊目は、算数・数学、10 の三省堂、こどもかずの絵じてん。11 ページ、調査報告書の抜粋。内容は、主に 1 から 10 までの数の概念をイラストと数字を対応して学習できるようになっている。組織・配列や表現は、1 から 5、6 から 10、2 桁の数と段階的に学習でき、食べ物やイラストを多く使い、興味を持ちやすくしている。

10 冊目は、生活・社会 12 のやさしいからだのえほん 1、からだのなかはどうなっているの？。12 ページ、調査報告書の抜粋。内容は、イラストを用いて体の部位の名称や男女の違いについて基礎的な仕組みを学べるようになっている。組織・配列や表現は、日常で感じる体の疑問に分かりやすく説明しており、イラストも多く、色彩豊かである。

11 冊目は、生活・社会 34 のあっ！ そうなんだ！ わたしのからだ。12 ページ、調査報告書の抜粋。内容は、日常生活の場面に沿って自分の体を大切にすることについて、具体的に書かれている。組織・配列や表現は、基本的な生活習慣から気持ちの表現、性に関する指導内容まで扱われており、イラストが明るい表情で描かれていて、親しみやすくなっている。

採択するものとして審議いただきたい新規本については、以上の 11 冊である。

続いて、令和 7 年度に使用する学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から除外された図書についての説明をする。選定から除外された図書については、7 ページの 14 冊となる。本年度新たに選定から外れた図書はない。昨年度まで採択されなかった図書の内容に変更等はないので、説明を割愛する。

ここで、改めて確認をする。令和 7 年度に使用する学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書については、前半に説明した新規の図書 11 冊と一覧表の 3 ページから 6 ページに掲載されている図書を選択するものとなるので、審議をお願いする。

また、7 ページにある 14 冊については、それぞれの本の中にいじめにつながる言葉や不適切な表現、実生活に合わない場面が使われており、授業で扱うことは適切でないことが挙げられている。印旛採択地区協議会の選定から外れているので、本市の学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書の採択においても、この 14 冊は採択しないものとして審議をいただきたい。令和 7

年度に使用される学校教育法附則第9条の規定による一般図書についての報告は以上である。

最後になるが、この教科用図書等の選定結果については、印旛採択地区協議会事務局より通知があるまでは部外秘となっているので、よろしく願います。

(教育長)

英語の印旛の採択地区協議会の案では教育出版が採択ということになっており、この前勉強会のときに大谷翔平選手の水原通訳が非常に人のために尽くしているというところを評価した内容が教科書に取り上げられていたが、あのような件があったので、サッカーの日本代表チームのシェフの方が、日本代表チームの選手を栄養面から支えたというような内容に差し替わっている。今日の見本の中には入っているかどうか分からないが、その辺の内容が差し替えになっているところだけお知らせしたいと思う。

(休憩)

《学務課長より訂正》

先ほどの説明の中で、1点訂正をする。

特別支援学級用の教科用図書で、本年度新規に採用された教科書の中で、生活・社会12番、生活・社会34番、資料だと12ページ、こちらの2冊については、新規で提案されたが、協議会の中で除外された2冊であったので、こちらは資料から省いていただければと思う。採用はされなかった、除外されたということで訂正をする。

《議決事項についての質疑概要》

質疑なし

《議決結果》

可決

4 教育長閉会宣言